

全院協ニュース

全国大学院生協議会 2014年7月20日 No. 241.

全国大学院生協議会 編集・発行

〒186-0004 東京都国立市中2-1 一橋大学院生自治会室気付
TEL・FAX: 042-577-5679 ご連絡はE-mailにてお願い致します。

E-Mail: zeninkyo.jimu@gmail.com

ブログ: <http://zeninkyo.blog.shinobi.jp/>

Twitter: @zeninkyo

ゆうちょ銀行口座番号: 10160-76666411

目次

新旧役員挨拶……………p. 2

全院協とは……………p. 4

シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢

1. 学校教育法及び国立大学法人法に関する反対運動……………p. 6

〈声明〉学校教育法の改定案および

国立大学法人法の改正案の廃案を要求する……………p.10

2. 育児支援……………p.11

院生自治会・院生協議会紹介……………p.13

2013年度学生支援機構要請の総括……………p.17

2014年度第1回理事校会議の報告……………p.22

編集後記……………p.23



新旧役員挨拶

2014年度議長挨拶

「いやまいったね」

くりいむしちゅーのオールナイトニッポンで、番組冒頭での有田哲平の口癖が「いやまいったね」であった。高等教育の現状を見るにつけ、つついこの言葉が口をついて出てしまう。最近よく思うのだが、大学院生は話したり書いたりするのが仕事なもので、どこかで「言葉は伝わるものだ」と思ってしまう。だけど他方、どこかで「言葉は伝わらないものだ」とも分かっている。このはざままで煩悶しながら私たちは言葉を紡がなければならなくて、読んでくれているあなたにこの言葉が伝わるように、私はこうして文章を書いているわけだ。

個人的なことを書こうと思う。全国大学院生協議会(以下、全院協)に関わって、もう2年が経つ。いま博士課程1年の私は、修士1年のときに事務局を務め、修士2年のときは事務局でがんばっているみなさんを生暖かい目で見守り、それで全院協からはさらばと思いきや、どういうわけか議長になってしまった。しかしそれは、単なる偶然ではない。2年前の屈辱こそ、今の私を生かしているからである。

2012年9月、日本政府は長年留保し続けていた国際人権規約13条2項(c)を留保撤回し、高等教育の漸進的無償化を国際社会および日本社会にいる人びとに誓った。全院協は夏には大学院生へのアンケートを行ってそれを報告書としてまとめ、秋にはそれをエビデンスとして文科/財務への省庁・政党・議員要請を行うことになっている。国際人権規約の留保撤回は、私たち大学院生にとっての追い風になるものだと思います、私は要請に向かった。

しかし、である。文科省の答えは、一言で言えば「お金がありません」だった。学費無償化については優秀な人だけが減免・無償になればよい、奨学金の有利子化傾向への歯止めと給付制奨学金創設については前者は利用したい人が利用できているし後者についてはお金がないからやらない、就職問題については大学や研究機関は既に法人化されたので各法人に任せている、という答えであった。いきおい、それら学費・奨学金・雇用問題を解決する実質的基盤としての教育財政の抜本的拡大など、望むべくもなかった。恥ずかしながら、おそらくもう一生ないだろうなというくらい、私は泣いた。こんなに言葉は伝わらないものなのか。私たち大学院生の要求は絶対になかないものなのか。私たちは人間として認められていないのか。

そういうわけで、私が全院協に関わっている。しかし、私がひとりで現状を嘆いたってどうにもならないことも分かっている。だから私は言葉を紡ぐ。あなたに言葉を伝えるために、あなたが言葉を伝えるために、つまり私たちが言葉を紡ぐために、私たちが生きるために。

「気が狂いそう」と「ガンバレ」を一緒に言える、それがロックだ、と大谷ノブ彦はブルーハーツを引きながら言っていた。私は「いやまいったね」と「まあそれでも生きていきましょうや」を一緒に言える人間でありたい。そろそろ文章が終わるわけですが、私の言葉、読んでくれているあなたに伝わりましたかね?伝わってないか、いやまいったね。あなたと会って、あなたがやっている研究や、あなたが大学院生として考えていることや、私が話した言葉について思ったこととか、つまり生きていってことを、ともに話し合える日がくることを楽しみにしています。

2014年度 全国大学院生協議会議長 佐藤和宏

前年度議長 退任の挨拶

2013 年度の全院協議長を務めさせていただきました、一橋大学博士課程の内海咲と申します。加盟校、オブザーバー校の皆さま、一年間活動を支えていただきまして、誠にありがとうございました。2013 年度は、①全院協の活動の大きな柱である省庁員要請に説得力を持たせるために、アンケートを 1000 部回収すること、②省庁要請においてアンケート結果や参加者の生の声をもとに大学院生の実態を伝えることを活動の柱にし、活動を進めて参りました。

結果として、アンケートについては目標の 1000 部には届かなかったものの、過去最高の 799 部を回収することができ、省庁要請の場でも、アンケート結果をもとに大学院生の実態を伝えるのみならず、留学生をはじめ多くの大学院生の生の声を届けることができました。これらの成果は、加盟校、オブザーバー校のみなさまのご協力のおかげです。本当にありがとうございました。

また、継続的な運動に関わることが初めてだった私が、議長という大役を最後まで続けられたのは多くの方々の支えがあったからです。この場をお借りして、感謝の意を表したいと思います。本当にありがとうございました。

以上をもって、2013 年度議長の退任挨拶に代えさせていただきます。これからも全院協の活動を陰ながら支えていきたいと思っております。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

2013 年度 全国大学院生協議会議長 内海咲



「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」実施中！！

全院協では、2004 年から「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を行っています。本アンケートは、大学院生の経済実態を把握し、大学院生の研究・生活諸条件の向上に資することを目的に、**所属・国籍を問わずすべての大学院生を対象**としております。

毎年お寄せいただいたアンケート調査結果はクロス集計します。毎年 11 月下旬にはその分析結果を携え、省庁・議員に対する要請行動を諸大学院の院生と共同で行っています。

大学院生の経済実態と研究・生活環境の不備を把握する調査は、本調査以外にありません。データ・分析は、強い説得力を持つ客観的証拠となります。院生の研究・生活環境の向上を強く訴えるためにも、多くの方々にアンケートにご協力いただきたく存じます。

また、Web 版はこちらのブログから回答していただけます。

<http://zeninkyu.blog.shinobi.jp/anke-to/>

誠に勝手ながら、Web 版の〆切は 8 月 31 日とさせていただきます。

アンケートの集計結果は、全院協 HP でご覧いただけます。

みなさまのご協力を、心よりお願い申し上げます。



全院協とは？

全国大学院生協議会(以下、全院協)とはなんなのか、という問いに対しては、究極的には全院協に関わるすべての人がそれぞれの答えを出してほしい、と考えます。ここでは至極簡単に、全院協の具体的な活動を整理したいと思います。

大学院生を取り巻く環境は、依然として深刻な状況が続いています。研究・生活の諸問題として、研究環境が改善されないこと、就職が困難になっていること、学費が高いことや奨学金が乏しいことが挙げられます。近年の政府の「大学改革」により、大学間・個人間の競争を煽る形で大学の姿が改められ、上述の問題はさらに切実になっており、未だ解決のめどが立たない情勢が続いています。

全院協は、全国の院生協議会・院生自治会の連合体です。協議会・自治会は各大学において、大学院生から集めたアンケートや声などを元に、研究環境の改善などを大学に訴えることを主に行なっています。全院協は、そうした各大学の院生協議会個別の取り組みでは解決できないような問題を解決するために作られました。全院協は活動の目的として、「全国大学院生協議会規約」(1960年制定)第2条で、「大学院生の生活研究諸条件の向上、大学・大学院における大学院生の地位と権利の確立、向上および大学院生の共通の立場から、平和と民主主義の確立ならびに社会進歩をめざす」ことを掲げています。

現在全院協は9大学の院生協議会・院生自治会によって構成されています。年1回開かれる全国代表者会議(全代)が最高決議機関で、前年度活動の総括と次年度活動方針の決定を行うとともに、議長と理事校を選出しています。この全代と、理事校の代表者が定期的に集まる理事校会議によって、全院協の活動は決定されます。現在理事校は、北海道大学、一橋大学、早稲田大学、中央大学、名古屋大学、京都大学、大阪市立大学、立命館大学の8校です。

主な活動内容

(1)大学院生の生活・研究諸条件に関する調査報告書の作成や広報・発信

全院協では毎年、「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を実施しています。この調査は大学院生の急増化・多様化に伴って、大学院生の置かれている状況について把握する為に実施しており、その結果を『報告書』としてまとめ、広く社会に公表しています。また全院協ニュースやブログ、twitterなどを通じて、院生を取り巻く社会情勢などについても分析・発信しています。

(2)大学院生の生活・研究諸条件の向上のための関係省庁・政党要請

上記のアンケート調査に基づき、文部科学省、財務省、国会議員および主要政党に対して学費無償化や奨学金政策の拡充などの要請を行なっています。文部科学省・財務省に対しては要請文を提示し、院生の実態を知らせ、大学院生の研究・生活環境の向上のため高等教育予算拡充や奨学金問題の改善を求めています。また、同時に行う政党要請、国会議員要請では、各政党の文教委員や政策担当をまわり、省庁交渉と同様に大学院生の実態を知らせ、その改善のための方策を議会がとるよう要請しています。

(3)各大学の取り組み交流

全代や理事校会議の場では、全院協の活動を決定するほか、それぞれ大学の大学院生の実態や取り組み・経験の交流を行なっています。それぞれの大学ごとに、特色ある活動が行われています。この「全院協ニュース」やtwitterでも、活動の交流を行なっています。

なぜこうした活動が必要なのでしょう？それは第一に、大学院生の生活・研究諸条件を実質的に向上するためには要請行動のような政治的回路を活用しなくてはならないからです。しかしながら第二に、第一の活動を行うための理事校会議は、何より大学院生・自治会の生活や研究の実態を伝え・聞き・共有するという、それ自身が重要な課題だからです。ひとりひとりの活動こそが、全院協の力になります。みなさまの積極的な参加を、お待ちしております。

シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢

全院協事務局では毎年、大学院・大学院生に関わりがある社会の動きや、現代・将来に覆いかぶさる課題について、日々の院生生活の合間を縫って調査しています。その結果は理事校会議で発表されるほか、全院協ニュース中で「シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢」として公開されています。このシリーズは読者・筆者の代替わりに従って年々内容が更新されるため、蓄積されたバックナンバーに大学院に関する資料的価値を見出すこともできます。

こうした話を全院協ニュースで取り上げることの意義に関して、(編者の私見となってしまうですが)さらにスペースをお借りして書かせていただきたいと思います。

院協活動に通じることとして、より良い大学院を(それが何か、という問いかけも含めて)作ろうとすれば、大学院の当事者の一人である大学院生も当然そこに関与し、喧々譁々の議論をぶつけ合わせる事が求められます。

ところで、大学院も院生も社会から独立して存在するわけではなく(そうであればいくらでものびのびと研究ができるのですが!)、絶えず複雑な相互関係に揺すぶられています。ですから大学院の現況を論じるためには、まずは大学院を構成する内外の要素について知る必要があります。

しかし日頃の多忙故に研究外のことに目を向ける余裕がない院生はたくさんいますから、論議の前に現象的な共通認識を作るということも、内外の制度が様々な関わりを持ち、複雑化するにつれて段々と億劫になっているのではないのでしょうか。これに対峙して、大学院の周囲を見渡して何が起きているのかを分析・共有し、幅広い大学院生が当事者の立場から論じるための助けやきっかけとして使ってもらおうということが、今日の情勢分析記事の目的になると思います。聞いたことのないトピックにも、是非目を通していただければ幸いです。

以上のとおり、もとより記事は絶対の価値ではなく、議論や検討を経て完成させてゆくものである、とすら言えます。是非、皆様の読後のご感想を(このシリーズに限らず)お寄せください。

1. 学校教育法および国立大学法人法の改定に関する反対運動

本稿は、6月23日に参議院にて可決された学校教育法および国立大学法人法の一部の改定に関わって、その内容および全院協を中心とした反対運動について述べるものである。まず1章では当該法の内容および問題点について述べ、2章では全院協を中心とした反対運動について整理する。3章では今回の運動についての総括を行い、文末には参考資料として、6月7日に理事校会議で承認された反対声明を掲げる。

1. 学校教育法および国立大学法人法の改定の内容と問題点

安倍内閣は4月25日、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。本法は、6月23日の参院可決をもって、来年4月の施行となる。本法は、現行学校教育法第93条の「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」という規定を破棄し、教授会を「学長が決定するにあたり」「意見を述べる」だけの諮問機関に変質させるものである。加えて、「意見を述べる事項」を「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」に限定し、その他、教育研究費の配分、教員の業績評価・教員採用などの人事、学部長の選任、カリキュラムの編成や学部・学科の設置・廃止などについては、「教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると認めるもの」として学長の裁量に一切を委ね、大学の教育・研究活動における教授会の役割を根底から覆そうとしている。

国立大学法人改定法では、学長決定権の全てをごく少数の者からなる学長選考会議に与えようとしている。かつての国立大学における学長選挙が独立行政法人化によって改廃され、意向投票制度としてのみ残された現行の学長選考に対する大学構成員の権限が、学長選考に関する第12条7項に「学長選考会議が定める基準により」という文言が付加されることでさらに縮小・消滅する方向へ改定されることになる。さらに、第20条3項の「国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関」たる経営協議会の委員における学外者の数が、現行の「二分の一以上」から「過半数」に変更されようとしており、これは「経営に関する重要事項」について、その帰趨を学外者に委ねることを意味する。

本法は教員集団の専門性と民主制を尊重し、真理の探究と社会の発展に寄与すべき大学の本来的なあり方を否定するものに他ならない。大学の教育・研究は、真理探究に向かう関心・熱意と研究・教育対象それ自身が提起する内発的課題に取り組む大学構成員の総体として成立している。したがって、教職員の信頼と活力を欠いたままでは、学長は真のリーダーシップを発揮することはできない。

学生や大学のことを具体的に分かっているのは教員であり、それが背景にあって教授自治に基づいた大学運営が可能となっている。つまり常日頃の、大学の授業やゼミを含めた学生や教員の間あるいは教員同士の、コミュニケーションがあつてこそ大学が運営できているのだから、翻つて、本法のような学長権限の強化によって、大学のガバナンスが停滞・ストップする可能性があ

る。

本法は国際的潮流から逸脱するものである。1997 年、第 29 回ユネスコ総会において「高等教育教員の地位に関する勧告」が採択されたが、(Ⅲ)基本原則 8 において「高等教育教員を代表する組織は、教育の発展に大いに貢献することができる力並びに第三者及び他の利害関係を有する者と共に高等教育政策の決定に関与すべき力としてみなされ及び認められるべきである」と明記されている。しかし日本では、ほとんどの教員が本法によって学内行政から実質的に排除されることになる。

日本国憲法 98 条 2 項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とありますが、それに違反しても構わないということにはならないはずである。ユネスコの勧告はいわば確立された国際法規であり、それが主張するように、高等教育教員を代表する組織は、高等教育政策の決定に「関与すべき力」として認められなければなりません。

では私たちにはどのような影響をおよぼすのだろうか。大学院生にとって、学校教育法の改定は以下のような具体的な問題をもたらすと想定される。

第一に、教授会の人事権が奪われて専門性のない学長によって人選が行われることになる。ある人を教授にするかどうかを、別の専門性を有する学長が決められるはずがなく、実際には学長による人選はありえないと考えられよう。

第二に、教育研究費の配分権限が教授会から奪われて学長によってなされることになる。日本の教育予算、とくに高等教育予算は、OECD の中で 4 年連続で最下位であり、このように少ない教育予算がもっと削られる可能性がある。予算削減の結果、教員の非正規化が進み大学院生の雇用が不安定になり、次代を担う研究者・教育者の育成を阻害する。また同時に、教育は学ぶ者と教える者の共同作業であるため、教える側・研究する側の雇用の問題は教育のサービスの質を落とす事になり、学生の学びを阻害する。これでは、よりよい教育を実現できない。

私たちは、改めて原点に立ち返る必要があろう。わが国においては戦後、憲法第 23 条に規定された「学問の自由」のもとで「大学の自治」を保障するために、学校教育法第 93 条の教授会規定が設けられた。大学の自治は、「大学の学長は教授そのほかの研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」ことを含むと最高裁によって判示されている。全院協は、教授自治はもちろんのこと、大学自治が教授自治のみならず、大学院生を含む全構成員自治の理想を追求すべきだと考える。

全院協は、本法に断固反対してきた。本法がもつ危険性——すなわち真理を学び・研究する権利を侵害すること、そして日本における私たち次世代の研究者・教育者育成に深刻な影響を与えするという危険性——を広く国民と共有し、国会審議を通じて法案を廃案にさせるために運動を行った。

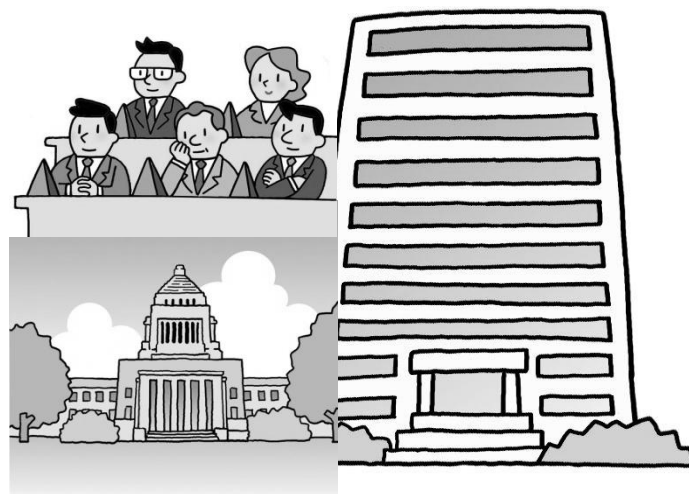
2. 私たちはどのような運動を展開したのか

*本稿に関わる限りでの日程表

- 4/25 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案 閣議決定
- 5/20 奨学金の会議員要請
- 5/30 若手研究者緊急アピール(議員要請+記者会見)
- 5/31 全院協事務局による反対声明
- 6/2・3 全院協関係者によるファックス攻勢
- 6/7 全院協による反対声明
- 6/10 民主党修正案にて合意(社・共のみ反対):衆議院
- 6/23 参議院にて可決

全院協として行うことが出来たのは、第一に反対声明である。5月31日の事務局会議にて事務局声明を承認し、6月7日の理事校会議にて全院協(全体としての)声明を承認した。第二に、ファックス攻勢である。反対声明を元に文章を柔らかく再構成し、一橋自治会室にて文部科学委員(衆議院)・文教科学委員(参議院)に対してファックスがけを行い、のち電話がけでファックス送付の確認と全院協としての反対の意志を伝達した。第三に、若手研究者緊急アピール(以下、「アピール」)の活動に院生有志として関わり、議員要請や請願署名のお手伝いを行なった。

逆に、行うことが出来なかったこともあった。第一に、学内での情宣活動である。何より大学教員・学生/院生が当事者であるから、ビラまきにしてもポスティングにしても行うべきであったが、時間や労力そして(参加者の将来の身分保障の問題として)身分の問題から、学内での活動には制限があった。また第二に、「アピール」がやったような請願署名である。奨学金の会では毎年教育政策に関する請願署名を行なっているが、全院協にはそのスキルや経験がなかったため、積極的な活動は反対声明を出すにとどまった。また可能であれば国会審議の傍聴(これは大学の労働組合の戦術の一つとなっている)や他団体との意見交流を実施したかったが、いずれも(経験者も含めた)事務局員の余力の問題から、実施は避けることとなった。



3. 運動の総括と今後の方針

では最後に、全院協の経験を中心に、学教法の総括を行なっておきたい。

第一に、運動の取り組みが遅れたということである。反対声明は、様々な団体から3月頃から徐々に出され、採決されるまでに40以上の団体から挙げられている¹。全院協としても、他団体の声明を参考にしつつ文章を練ったものの、全院協および各院協の引き継ぎ時期と重なったこともあいまって、合意調達のプロセスにしても多様な運動展開という意味でも、不十分な点は否定できないであろう。

第二に、運動の多様なつながりが築けなかった点にある。今回、ファックス攻勢は非常勤講師組合の方から手法を教わったものの、言うまでもなく一度のファックス送付で事態が好転するほど政治は甘いものではない。また、「アピール」による請願署名は、直筆でなければ国会への請願が出来ないということが了解されておらず、参院での審議過程にやったこともあり、院生有志としても十分に協力が出来なかった。言うまでもなく「アピール」を批判するつもりはなく、全院協として、例えば奨学金の会から手法を倣うなどして、自ら取り組むべきであったが、それが出来なかった。さらに学生による団体として反対声明を掲げたのは残念ながら全院協のみであり、この点からも、他団体との連携が不十分であった。

第三に、総体として今回の運動には両義性がある、ということを指摘しておきたい。一方では、全院協は議員要請を毎年行っているが、電話かけの仕方から議員への要請の書類ひとつひとつに至るまで、そのきわめて具体的な経験は私たちに血肉化され骨化され、けっして軽視されるべきではない、ということであり。言い換えれば、他の団体で議員要請をしたことがない組織はたくさんあり、私たちのスキルを積極的に他の運動でも活用できるし、そうすべきだと考えます。では私たちは、今回の学教法に限定したとして、十全に運動を展開できたのであろうか。筆者は、出来ていないと考えている。次の具体的な一手を具体化しようにも、それらが思い浮かばず、正直に言えば、忸怩たる思いを隠すことができない。

少なくとも現時点での私たちの運動はこれが到達点だが、上記のような両義性を孕んだものであるという点には、留意が必要であろう。何もこれは全院協の、しかも今回の運動に限定した話ではない。教育の運動に関しても、例えば奨学金と学教法を比較しても、自民党や民主党の立場は一枚岩ではなく、議員やマスコミに情勢や実態を丁寧に説明することによって、運動は展開しうる。つい最近も、東京大学の平和憲章——つまり大学としては、学問の自由を保障するという視点から、軍事研究は行わないということを決めている——に対して、防衛省・産経新聞により「軍事研究を行うという意味での学問の自由を阻害している」という批判が相次いでいる²。学教法はこれから、各大学・個別イシューとして、より具体的な形で展開することになる。私たちは今後も運動を続けなくてはならない。

¹ 採決以後も、複数の抗議声明が出されている。以下のHPを参照のこと。「全国国公立大学の事件情報——研究者の地位と権利を守るための全国的ネットワークをつくろう！」

<http://university.main.jp/blog/>

² 産経新聞7月6日「東大が防衛省に協力拒否 輸送機不具合究明「軍事研究」と」

<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/140706/plc14070609450004-n1.htm>

時事通信7月6日「大学機関へ強まる関与 政府、軍事転用に注目」

<http://www.47news.jp/47topics/e/255050.php>

〈声明〉学校教育法の改定案および国立大学法人法の改正案の廃案を要求する

2014 年 6 月 7 日 全国大学院生協議会

安倍内閣は 4 月 25 日、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。法案は、現行学校教育法第 93 条の「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」という規定を破棄し、教授会を「学長が決定するにあたり」「意見を述べる」だけの諮問機関に変質させるものです。加えて、「意見を述べる事項」を「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」に限定し、その他、教育研究費の配分、教員の業績評価・教員採用などの人事、学部長の選任、カリキュラムの編成や学部・学科の設置・廃止などについては、「教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると認めるもの」として学長の裁量に一切を委ね、大学の教育・研究活動における教授会の役割を根底から覆そうとしています。

国立大学法人法改定案では、学長決定権の全てをごく少数の者からなる学長選考会議に与えようとしています。かつての国立大学における学長選挙が改廃され、意向投票制度としてのみ残された現行の学長選考に対する大学構成員の権限が、学長選考に関する第 12 条 7 項に「学長選考会議が定める基準により」という文言が付加されることでさらに縮小・消滅する方向へ改定されようとしています。さらに、第 20 条 3 項の「国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関」たる経営協議会の委員における学外者の数が、現行の「二分の一以上」から「過半数」に変更されようとしています。これは「経営に関する重要事項」について、その帰趨を学外者に委ねるものです。

本法案は教員集団の専門性と民主制を尊重し、真理の探究と社会の発展に寄与すべき大学の本来のあり方を否定するものです。大学の教育・研究は、真理探究に向かう関心・熱意と研究・教育対象それ自身が提起する内発的課題に取り組む大学構成員の総体として成立します。したがって、教職員の信頼と活力を欠いたままでは、学長は真のリーダーシップを発揮することはできません。

わが国においては戦後、憲法第 23 条に規定された「学問の自由」のもとで「大学の自治」を保障するために、学校教育法第 93 条の教授会規定が設けられました。大学の自治は、「大学の学長は教授そのほかの研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」ことを含むと最高裁によって判示されています。全院協は、教授自治はもちろんのこと、大学自治が教授自治のみならず、大学院生を含む全構成員自治の理想を追求すべきだと考えます。

全院協は、法案に断固反対し、法案がもつ危険性、すなわち真理を学び・研究する権利を侵害すること、そして日本における私たち次世代の研究者・教育者育成に深刻な影響を与えるという危険性、を広く国民と共有し、国会審議を通じてこの法案を廃案にさせるために運動します。その過程において、大学の自治が全構成員自治の理想を追求すべきであること、学問の自由を守るためには大学自治を根幹とする大学制度が必要であることについて、改めて大学の内外で広く議論を深めるとともに、大学が国民の共有の財産であることを自覚し、そのために力を尽くすことをあわせて宣言します。

2. 育児支援

1986年に男女雇用機会均等法が施行されて以来、様々な形で政府による男女共同参画への取り組みが始まる。

(例)

2001年～（毎年発表）	内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」
2006年	日本学術振興会特別研究員 RPD 枠（産後復帰枠）
2000年代後半	文部科学省「女性研究者支援モデル育成」
2008年	「男女共同参画白書」において女性の大学教育について言及される
2000年代末頃	厚生労働省「ポジティブ・アクション」

この例からわかるように、支援を受ける対象となる女性が、民間で働く人だけではなく、大学や研究機関で働く女性研究者へも開かれ、すでに女性の（育児）支援への具体的な政策が遂行されていると言えるだろう。

しかしながら、去年全院協が実施したアンケートから、人生設計（結婚・出産・育児）に対して懸念（不安）を抱いている院生の数は、アンケート回答者数の49.7%という全体のほぼ半数を占める結果が出た。自由記述欄に寄せられた意見の中には、「院生の多くは結婚や出産などの見通しを持ってなくなっているのではないかと思います」や「結婚、出産についての悩みを周囲でよく聞きます。20代、30代の大半の時間を研究や人によっては海外調査などに費やすため、せめて安心して出産・育児ができるような環境、制度作りをして頂きたいと思います」等が記述されており、結婚・出産・育児に関して、多くの院生が不安を抱いていることがわかる¹。このようなアンケートに寄せられた意見を考慮して、全院協では今年から、政府による男女共同参画プログラムの政策実態と院生の実際のニーズの比較分析を行い、両者の間にどのような齟齬があるのかを確認する。その上で、今後の省庁・議員要請の内容を検討していこうと思う。

育児支援に対する要望（2013年度アンケート報告書より）

2013年度までの全院協によるアンケートでは、育児支援について積極的に声を拾う設問がほとんどもうけられていなかったため、現時点では実際にどのくらいのニーズがあるのかを検証することはできない。ところが、このような問いがなかったのにも関わらず、アンケート末尾の自由記述欄に、研究をしながら育児をすることの困難さを訴える記述や育児支援への要望がいくつか見られた。それらは主に以下の二点に類別できる。

¹ 全国大学院生協議会「2013年度大学院生の経済実態に関するアンケート報告書」75、62頁。

- ① 大学院生にとって、キャリア形成期と育児を行う時期は重なるため、どちらかを選ばざるを得ない場合がある²。
- ② 職業を持つ人に比べて学生は時間的にゆとりがあると考えられがちであるために、子どもを認可保育園に入れることが難しい。それゆえ、基本的に経済的に苦しい状況にある院生が、保育料の高い無認可保育園を利用せざるを得ない状況がある³。

この二点から、院生に必要とされる育児支援の内容は、民間で働いている人と異なることがわかる。

2014年度のアンケートでは、「大学院の育児支援について」という項目を増やした。今後、より広く育児支援についての要望を汲み取ることを目指したい。

育児支援に関する調査の対象

政府による育児支援に関する政策は、主として「男女共同参画」プロジェクトの一部に組み込まれ、それが女性特有の事柄として処理されてしまう傾向がある。育児と研究を両立させる男性も少なからずいること（男性によるその潜在的な要求もあること）から、男女の別を問わない育児支援の形態が求められるべきであろう。また、その対象はより広く留学生にも開かれる必要がある⁴。さらに、これは現在実際に子どもがいる人（子どもを近いうちにもうける予定の人）のみに関する事柄として捉えるのではなく、潜在的にそれを必要としている人にも耳を傾けていきたい⁵。



² 「女性院生だが、博士号取得後の人生設計に悩む。博士号を取得し、キャリアを積む段階ですぐに出産時期は過ぎている。」「子どもを保育園に入れられなければ研究をあきらめなくてはいけないし、しかし研究を続けないと将来が描けないし、というジレンマを感じている。」（同書、67、65頁。）

³ 「育児をしている学生への経済的支援を出してほしい。過去2年間、認可保育園に入れず、無認可保育園に入れざるを得なかったが、痛い出費だった。保育料が実質無料になる育児補助奨学金とかできないでしょうか。」（同書、66頁。）

⁴ 例えば、イスラム圏では早期に結婚する風習があるために、その地域出身の留学生は、家族連れである場合が多い。

⁵ キャリアか育児かの二者択一に迫られ、例えば前者を断念し大学院進学を諦める学部生や修士課程の学生がいるとするのなら、育児支援についての意見は当事者だけに限定せず、それに関心のある人までより広く拾っていく必要があるだろう。

院生自治会・院生協議会紹介

中央大学大学院商学研究科院生協議会

中央大学大学院商学研究科院生協議会（以下、商院協）は、中央大学大学院商学研究科に在籍する大学院生および専科生を会員としており、原則として全員加盟することになっています。商院協は会員の大学院生活、及び研究環境を維持・向上させることを目的としており、主な活動としては、会員が利用する共同研究室の管理と、大学側への研究環境改善の要請があります。これら2つの活動や、それ以外の商院協の活動は全て、総会（毎年6月頃に開催）で選出された委員長と3名の執行部が中心となって運営することになっています。

商院協の活動の柱の1つである、共同研究室の管理の具体的な活動としては、会員の共同研究室への割当を行うことと、個々人に渡す共同研究室のカギの管理を行うことの2点があげられます。また、共同研究室の使用方法などをめぐって院生間でトラブルがあった際には、商院協が仲裁に入り、問題解決をはかるということも行います。どうしても、問題が解決しない場合は、共同研究室を移動してもらうことになるのですが、最近では商学研究科の院生が年々減少してきていることもあり、こうした問題はあまり起こらなくなってきました。

もう一つの柱である、大学側への要請は、事前に商学研究科の院生にアンケート調査を行った上で、それを要望書にまとめ、商学研究科の研究科委員長に要請をするという形で実施しています。当然全ての要望が実現するわけではありませんが、最近では、情報自習室のパソコンとプリンターが全て新しいものに買い替わったり、共同研究室のネット環境が整備されたり、共同研究室の椅子が全て新しいものに買い替わるなど、過去に様々な要望を実現してきました。また、毎年この要請の際には、大学側からも商院協に対して、研究室の鍵の管理を徹底してほしいということや、大学施設内の設備を大切に使うしてほしいといった要望が出され、商院協と大学側が相互に意見交換を行う場ともなっています。

今年度も例年通り7月に研究科委員長へ要請することが決まっております、現在そのための要望書を作成していますが、今年度実施したアンケートであがった例年になかった要望として、共同研究室や情報自習室の衛生面の改善を求める声が多くありました。そのため、これらの声をどのように要望書に反映させ、実現していくのがよいかということを考えるのが、現在の商院協の課題の一つになっています。

その他にも商院協は、新入生に対する大学院の研究生活や院生協議会の活動等の説明会、及び懇親会の設定をしたり、経済学研究科と商学研究科とで構成された中央大学大学院生研究機関誌編集委員会の下、年に一回、大学院生が投稿できる論文集「論究」を発行したり、会員から要望のある書籍を随時受け付け、それを図書館に入庫してもらえるように申請したり様々な活動をお

こなっております。

ところが、商学研究科は年々入学してくる院生が減ってきており、また、博士課程に進学する院生も減ってきてしまっているため、後継者を探し、院協活動を維持させていくのもなかなか難しくなっているのが実情です。しかし、商学研究科の研究環境をこれまで維持・向上させてこられたのは、過去から現在まで商院協が研究環境を維持・向上させていく立場で自治活動を絶え間なく行ってきたからだという面がかなり大きいと思います。ですから、なかなか厳しい状況ではありますが、これからも商院協が絶えることなく自治活動を行っていただけるように、最大限できうる限りの努力はしていきたいと思っています。

東京大学大学院教育学研究科院生協議会

東京大学大学院教育学研究科は総合教育科学専攻の 7 コースと学校教育高度化専攻の 3 コース、合わせて 10 コースからなる研究科であり、本研究科の院生協議会は、原則としてこの 10 コースの修士課程、博士課程、研究生全員が所属する組織です。会員数は全コースの学生を合わせて 300 人以上であり、各コースから 2 名（一部コースは 1 名）の院生協議会委員が選ばれて任期 1 年の活動を行っています。活動の中心となるのが学期に 1 度行われる研究科長交渉であり、研究科長と事務職員の方と直接顔を合わせ、院生の要望を伝える貴重な意見交換の場となっています。委員は月に 2 回程度昼休み時間に集まってミーティングを行い、研究科長交渉に向けた話し合いをしたり、学生生活を送り、研究していくうえで困っていることを共有したりしています。

研究科長交渉に向けて本院生協議会では以下のような活動を行っています。①アンケートを行い院生の要望や意見を集約する。②アンケートの結果をもとに研究科長交渉のための資料を作成する。③院生総会にて資料を修正し、院生の承認を得る。④研究科長交渉にて意見を伝える。現時点では③までの段階が終わっており、8 月の末に予定されている夏学期の研究科長交渉にむけて準備を行っているところです。

今回は研究科長交渉にむけたこれまでの活動を紹介させていただきます。

まずは今年度の院協委員が決まってから、現在の大学院での生活に対する要望を書き出し、それらの要望について各コースで院生への聞き取り調査とアンケートの作成を行いました。夏学期はあまり焦点を絞らず、さまざまな観点から学生の要望を吸い上げることを目標にして、「学費・奨学金」「事務手続き」「カリキュラム」「教育学部図書室」「コース間交流」「育児支援」「国際交流室」「教職課程」「附属中等教育学校」「社会人学生」「生活環境」の 11 個のテーマについてアンケートを行い、約 130 名の学生からの回答を得ました。

この結果について各コースの院協委員が分析を行い、学生はどのようなことに不満を持っているか、何を望んでいるかをまとめました。そのまとめをもとに 7 月上旬には本院生協議会の意思

決定機関である院生総会において議論や研究科長交渉案の承認が行われました。その中でも焦点となったのは奨学金の受給に関する条件の緩和を求めていくことや、来年度から東京大学の「学部教育における総合的な改革」により学部が4学期制になることに伴う影響や情報の開示、教育学部棟だけでなく医学部1号館の地下にもある本研究科の研究室の環境整備などです。院生総会は330名ほどの構成員のうち、委任状を含め190名近くの出席のもとで研究科長交渉案と会計報告等がすべて承認されました。

夏学期の活動は研究科長交渉を残すのみとなりましたが、幅広く意見を募ったため、学生の要望も深く掘り下げられていない点もあるかと思えます。冬学期も同じような流れで学生の要望の吸い上げを行います。いくつかの内容に焦点を当て、一つひとつの内容を深く掘り下げて冬学期の研究科長交渉に繋げる予定です。

名古屋大学大学院生協議会

名古屋大学大学院生協議会（以下、名院協）は、現在教育発達科学研究科に所属する博士課程前期課程在籍者1名、後期課程在籍者2名が中心的な執行及び事務を担当している。名院協の主な活動は毎月の四者会見、年1回の総長交渉、平和憲章委員会としての活動である。また、院生間の交流や諸問題の共有をねらいとして各種学習会等を定期的で開催している。

(1)四者会見

四者会見とは、全学会、教職員組合、過半数代表、そして名院協の四者が、大学の運営・経営について総長から直接に報告を受けるものである。四者から各1名が参加している。報告される内容は、大学の教育・研究活動についての取り組みや、学内規定等の改訂の報告、大学の財政状況、大学評価の結果など学内に関する事項、近隣大学や海外の大学との連携や協定など大学間に関する事項、また大学改革に関する政策動向とそれらへの大学の対応などである。大きなものでなければここで総長に直接要望を伝えることもできるため、月に一度の貴重な機会となっている。ここでの報告内容は必要に応じてML等で大学院生に伝えている。

(2)総長交渉

総長交渉は、大学院生の要望を直接総長に伝え、その実現を図る機会として、年1回の開催が予定されている。まず、こちらでまとめた要望について事務職員が可能なかぎりでも応答し、それを受けてこちらの要望をブラッシュアップして総長との直接の交渉に移ることになる。今年度は、昨年度中心的なメンバーがまとめた要望書をもとに、名院協全体での議論を重ねてブラッシュアップし、事務折衝、総長交渉と取り組む予定である。要望したいと考えている内容は、学生の授業料免除や奨学金受給の状況及び大学教員の構成や採用状況等の情報開示請求、若手研究者の育成、留学生の支援などである。

(3) 平和憲章委員会としての活動

名古屋大学では 1987 年 2 月 5 日に名古屋大学平和憲章を制定した。これは「再び戦争に加担する教育と研究を行わない」ことを全構成員の過半数を超える賛同署名を得て制定されたものである。その後、ここで誓ったことを実現するためにつくられた平和憲章委員会の構成組織として名院協も活動している。この平和憲章委員会活動を通して、平和の構築を目指した学問研究のあり方を学び、それを伝える役割を果たしている。今年度も学内における学習会や映画上映会などの援助や後援、自主企画の開催準備などを行っている。

おわりに

現在名院協で中心的に活動するメンバーの数は一時的に減少しているが、近年力を入れて取り組んでいる各種学習会等を通じて名院協の活動を知り、「一緒に活動したい」と言ってくれる院生が徐々に増加している。各種学習会等では毎回活発に意見交流がなされ、気軽に話し合える関係づくりから名院協を盛り上げたいという中心メンバーの思いが少しずつ形になりつつあることを実感する。今後こういった活動をベースにしながら、院生協議会をもたない研究科の院生との交流を試みたり、全院協を始めとする様々な団体の活動との連携を図ったりして地道に活動の輪を広げていきたい。



「活動紹介」と「フリー原稿」を募集しています！

今号では三つの院協の活動紹介を掲載することが出来ました。

年度が変わりお忙しい中原稿をお寄せ頂きまして、本当にありがとうございました！

「自治会・院協紹介」は、院生の自治会・協議会・準備会から提供していただいた原稿を掲載することによって、各大学院における院生自治のありかたを共有するための記事です。理事校会議における円滑な交流の促進も目的の一つになりますが、会議に出席できない院生が他大の院協活動に接する貴重な機会でもあるため、互いに見聞きすることで信頼関係を築くというマクロな作用と個々の院協活動で切磋琢磨するミクロな作用の両面的な意義が見いだせます。

ところで切磋琢磨といえば、大学院生は日々の研究で批評や検討に慣れ親しんでいますから、院協活動においても、多方面の知見を結集した Cutting/Brush up によって高水準の解を導くことが出来ると思います。そこで今回、「活動紹介」記事に限定することなく、フリーの記事の投稿・投書もあわせて募集したいと思います。話題は「日頃思っているが、面と向かって話しあう機会がない事柄」「全国に訴えたい院生・院協・大学院の実態」「事務局の情勢報告への批判」等々何でもアリです。長さも文体も記名匿名も自由です。院協/個人問いません。

忙しい院生生活、なかなかできない思索の整理を兼ねてペンを執ってみませんか？

皆様の鋭く意欲的な原稿をお待ちしています！

2013年度日本学生支援機構要請の総括

全院協は毎年、公的な奨学金を取り扱っている日本学生支援機構（以下、機構）へ要請を行なっている。機構の行っている奨学金は、修士課程で60.5%、博士課程で66.2%¹と実に6割以上の大学院生が利用している。本要請の目的は、奨学金に特化した形で、要請項目と質問項目をリストアップし、私たちの実態を伝えるとともに奨学金をより利用者に合わせたものにするのである。

本要請は、2014年2月20日に機構・市ヶ谷事務所にて行なった。当日は9名の院生が参加し、機構側は広報課の職員3名による対応だった。当日の流れとしては、参加者による事前会議を1時間ほど行った後、機構への要請を2時間ほど行った。

1.近年の奨学金をめぐる動向の概略

最初に、奨学金をめぐる院生の実態から確認したい。

まず、大学院生は大学に在籍するために学費を払わなくてはならない。その額は初年度納付金として、国立大学で83.5万円²、公立大学の平均が81.9万円（地域内進学）と90.4万円（地域外進学）³、私立大学の平均が105万円（修士）と88.9万円（博士）、155.7万円（専門職学位課程）⁴である。この他に研究経費や居住費などがかかるため、多くの大学院生が奨学金やアルバイトによって収入を得ている。全院協が行った「2013年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査）によると、62.1%の大学院生がアルバイトに従事しており、その目的として94.8%が「生活費あるいは学費（研究費）を賄うため」と回答した。

ここで最初に注目すべき問題は、アルバイトによって院生の本分である研究のための時間が奪われることである。アンケート調査では、大学院生の29.0%が「アルバイトによって研究時間が十分に確保できていない」と回答した。

では、アルバイトをせずに奨学金を借りれば良いのだろうか。そうでもない。アンケート調査で「1000万円以上の借入がある」と回答した大学院生が2.9%いたことにも見られるように、大学院生の借入総額は得てして膨大になりがちである。それだけの借金を背負ったまま社会に出るには、就職難という壁が立ちほだかる。「平成25年度学校基本調査」⁵によると、博士課程卒で安

¹ 日本学生支援機構「平成24年度学生生活調査について」

http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/12.html

² 文部科学省「平成22年度国立大学の授業料、入学金及び検定料の調査結果について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1293385.htm 2014年3月1日確認

³ 文部科学省「平成25年度学生納付金調査結果」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/07/30/1284481_04_1.pdf

2014年3月1日確認、大学院昼間部

⁴ 文部科学省「私立大学などの平成24年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1332348.htm 2014年3月1日確認

⁵ 文部科学省「平成25年度学校基本調査」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/01/29/1342607_1_1.pdf

定的な雇用に就いていない者の割合は40.1%に上る。アンケート調査では、全体の23.9%が「奨学金の返済に不安があるために奨学金を利用しなかった」と回答した。

また、奨学金を借りることすらできない留学生の実態も看過できない。機構の調査⁶によると、2014年3月25日現在、39,567人の留学生が大学院に在籍しているが、その90.8%が私費留学生である。その中で学習奨励費による支援を受けられる私費留学生は9.2%に留まっており、多くの留学生が経済的困窮の中にある。アンケート調査では、私費留学生の91.1%が「収入不足によって研究に影響がある」と回答している。

以上より、高学費の中でアルバイトによって研究に時間が取れないこと、就職難の中、奨学金という借金を自己責任によって背負うことが極めて困難であること、留学生の経済的実態に見られるように、実態にそぐわない制度設計になっていることが大きな問題であることを確認したい。

2.本要請の内容、目的

機構要請では、要請と質問を行った。以下に要請項目と質問項目を記す。

1) 要請項目

- ①給付型奨学金制度の創設を求めます
- ②第一種奨学金の採用枠を拡大していくことを求めます
- ③個人信用情報機関の即時中止を求めます
- ④延滞金制度の即時撤廃、および返還の充当を、延滞金・利息・元金の順ではなく、元金から充当することを求めます
- ⑤所得連動型奨学金を大学院生、および第二種奨学金利用者にも適応することを求めます
- ⑥留学生向けの支援策を拡充することを求めます
- ⑦標準修業年限を超えて大学院に所属する場合にも奨学金を利用できるよう求めます
- ⑧機関保証制度の保証料減額を求めます
- ⑨以上の要請事項を関連省庁、機関に要請していくことを求めます

2) 質問項目

- ①個信登録者、およびうち大学院生、およびうち退学者の、貸与総額別の分布
- ②個信登録者、およびうち大学院生、およびうち退学者の、延滞月数別の分布
- ③2011、2012年、返還猶予を、5年間利用した（60ヶ月以上）延滞者全体の数
- ④2010、2012年、返還猶予を、5年を超えて利用した（61ヶ月以上）延滞者全体の数
- ⑤60ヶ月以上延滞者の、貸与総額別の分布
- ⑥2012年度卒業生、および、うち大学院生の貸与総額別の分布
- ⑦所得連動型奨学金の利用者数、およびその収入階層別の分布

本要請では、「1.近年の奨学金をめぐる動向の概略」で確認したような情勢から、給付型奨学金の創設を求めることを最大の焦点として位置づけた。

⁶ 「平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果」(http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/data13.html)より算出。

3.回答

要請項目

①給付型奨学金制度の創設を求めます

給付型は国家財政上ほとんど不可能である。平成24年度概算要求において給付型奨学金制度の創設を要求したが、財務省との折衝の結果、給付型奨学金ではなく所得連動型奨学金制度を創設した。国の財政事情が大変厳しい中、給付型奨学金を実現するためにはどのような方法があるのか、今後も引き続き文科省と折衝していく。

②第一種奨学金の採用枠を拡大していくことを求めます

平成26年度は前年度比2.6万人増の45.2万人となっている。今後も引き続き文科省と協力しながら採用枠の拡大を図っていきたい。

③個人信用情報機関の即時中止を求めます

個人信用情報機関の活用については、延滞者の各種ローンの過剰貸付を抑制して多重債務を防止することが、教育的視点から極めて有意義であると、有識者会議からの提言を受けて実施することになった。また延滞発生および延滞防止の抑止効果の観点から、廃止することは出来ないと考えている。

④延滞金制度の即時撤廃、および返還の充当を、延滞金・利息・元金の順ではなく、元金から充当することを求めます

学生支援機構業務方法書第20条3項にもとづいているが、これは民法491条に定められている。やむを得ない理由により返還が困難な場合には、返還期限の猶予を受けることが出来る。

⑤所得連動型奨学金を大学院生、および第二種奨学金利用者にも適応することを求めます

国の財政事情の問題から、今後の検討課題となっている。

⑥留学生向けの支援策を拡充することを求めます

平成20年7月に留学生30万人計画が、平成25年6月には国の再興戦略において2020年までに留学生送り出しを12万人に倍増させることが発表された。現在国としては、留学生宿舍の運営や学習奨励費の支給のような直接的な援助ではなく、今後日本留学への窓口を広げる制度を積極的に推し進める。どちらかと言えば日本人を海外に送り出すほうに財源を集中していく取り組みを行っていく。

⑦標準修業年限を超えて大学院に所属する場合にも奨学金を利用できるよう求めます
 第二種奨学金については、留学などを理由とする貸与期間延長を、一年まで認めている。また、同じく第二種奨学金については貸与期間が学則において定める長期履修課程の修業年限の秋季まで認めるとしている。現時点では上記を除いて標準年限を超えて奨学金を貸与する予定はない。

⑧機関保証制度の保証料減額を求めます
 期間保証制度における制度の加入者数や回収率の推計に基づき、保障期間において収支バランスが取れる見込みのものとして利潤を含まない低廉な保証料を設定している。当面は改定する予定はない。

⑨以上の要請事項を関連省庁、機関に要請していくことを求めます
 機構としても認識している。文科省と協力しながら改善を進めていく。

質問項目

③④2011、2012年、返還猶予を、5年間利用した（60ヶ月以上）延滞者全体の数

区分	全体	うち、61か月以上
2010年度末	11058	1076
2011年度末	11382	1017
2012年度末	12170	1007

⑥2012年度卒業生、および、うち大学院生の貸与総額別の分布

貸与総額	全体		うち、大学院生	
	件数	割合	件数	割合
100万未満	15,267	4.43%	982	2.66%
100万以上 200万未満	92,990	26.98%	15,254	41.26%
200万以上 300万未満	144,280	41.85%	16,521	44.68%
300万以上 400万未満	42,791	12.41%	1,856	5.02%
400万以上 500万未満	29,931	8.68%	1,734	4.69%
500万以上 600万未満	14,481	4.20%	479	1.30%
600万以上 700万未満	3,077	0.89%	47	0.13%
700万以上 800万未満	921	0.27%	76	0.21%
800万以上 900万未満	781	0.23%	19	0.05%
900万以上 1000万未満	77	0.02%	3	0.01%
1000万以上	120	0.03%	3	0.01%
総計	344,716	100.00%	36,974	100.00%

⑦所得連動型奨学金の利用者数

	第一種奨学生採用数	うち所得連動
学生全体	92,098	25,300
大学院全体	32,245	
うち修士課程	28,331	
博士課程	3,914	
高等専門学校	1,480	432
専修学校専門課程	17,655	7,318
合計	143,478	33,050

特にここでは、⑦における所得連動型奨学金について注目したい。本制度は2012年度より新設された制度であり、世帯年収が300万円に達するまで返済が免除されるが、適用範囲は大学学部生のみとなっている。学生の第一種奨学金利用者の4分の1以上が本制度により返済を一時的にでも免除されていることは、新卒の大学生の収入の不安定さ、そして本制度の重要性を示している。厳しい大学院生の就職状況の中、本制度の拡充が求められている。

4.総括

本要請は、例年と比べても積極的な議論ができた。職員からも、「率直に言うと、延滞金の後に元金という順はやめてほしいと思う」などの意見が語られ、院生の実態に寄り添うような発言が聞かれた。議論の中で浮き彫りになった問題について、以下のようにまとめたい。

第一に、あくまで機構は文部科学省の政策を実行する組織であるという議論から、依然として抜け出すことが出来ない点である。機構が独自に学生支援を打ち出すことは現実的ではないが、アンケート調査からも明らかになっているような院生の厳しい実態がある中で、粛々と金融業務をこなすことは、学生支援を目的とする機構の本来の性格とそぐわない。「文部科学省と会議を行っている」が「部署が異なるため内容は把握していない」など、院生の実態がボトムアップ的に伝えられているか疑問が残る。

第二に、これまで以上に「公平性論」が繰り返された。すなわち、非進学者との公平性、あるいは学部生と大学院生の公平性の観点から、拡充に踏み出せないという議論である。しかし、留学生に対する経済的支援の乏しさなど、制度の「不公平性」が見られる点が多い。そしてあくまで機構の目的は公平性を保つことではなく、学生の支援により教育の機会均等を保証するための支援を行うことにあることを確認したい。

第三に全院協の要請全体の中での機構要請の位置づけである。機構要請の意義は総じて少なくない。しかし言うまでもなく、文部科学省および財務相を始めとする議員や省庁への強い働きかけが前提としてあるべきである。これまで以上に財務省、文部科学省への働きかけを強めることが重要であろうと総括できる。

2014 年度第 1 回理事校会議報告

2014 年度第 1 回理事校会議が去る 6 月 7 日（土）に一橋大学にて開かれました。ここで議事内容についてご報告します。

議事録は先日加盟校へとお送りしたアンケート調査票に同封されておりますので、ご参照ください。

■ 参加者

○理事校／加盟校／オブザーバー校：京都大学、中央大学、名古屋大学、一橋大学、早稲田大学、首都大学東京、東京大学

○事務局：京都工芸繊維大学、東京大学、名古屋大学、一橋大学、立命館大学

○前事務局：京都大学、東京大学、一橋大学

■ 全院協とは？

議長による資料読み上げ。全院協の役割、理事校会議の位置づけ、アンケートと中央省庁への要請行動の重要性について確認しました。

■ 今年度の活動方針

事務局より提案。いずれも承認されました。

○アンケート調査：900 件の回収を目標とする。WEB 版は全院協や個別院協と繋がりのない院生の実態を知ることが出来るため、今年度は SNS における情報発信や、各種メディアでの宣伝に注力する。個別聞き取りにも力を入れる。法科大学院生など制度的に特殊な院生向けの項目作成には未だ対応できていないが、個別聞き取りや自由記述欄を利用しつつ改善策を吸収する。

○要請行動：前年度は過去最大の 41 名の参加が得られ、国際人権規約社会権規約第 13 条 2 項 (b),(c) の留保撤回を強調しつつ院生の広範な生活実態を伝えた。事前に文科省レクチャーを実施したこともあり質と量の両面で成功し

た。成果としても複数政党の議員の好意的な対応があった。今年度は前年度の手法を踏襲しつつ、事前調整において要請時間の延長・より高級の幹部への要請の実現を目指す。また要請項目に院生への育児支援を新たに入れることを検討する。

○広報活動：今年度はアンケート結果を職組・運動体・弁護士・議員等に送付し、情報と問題意識の拡大を目指す。ニュースは昨年を踏襲し年 4 回発行するほか、広報の手軽な掲示・配布を目指しかわら版を製作する。SNS の役割を、ブログは正式資料の情報発信、Twitter は院協外との対面的関係構築に位置づける。

■ アンケートに関して質疑応答、文言討議

答えやすい設問、紛らわしくない回答方法が回答者の目線から議論されました。留学生・特殊制度下の院生については未だに検討事項がまとめきれないため申し送りとし、アンケートと同時に直接聞き取りによってカバーすることとなりました。修正を重ね、承認されました。

■ 学校教育法改正案反対声明について討議

問題提起が引き継ぎ期にあたり、個別院協に持ち帰っての討議ができなかったという反省事項が残りましたが、緊急性を鑑みた全理事校の確認を経て承認されました。

■ 情勢報告および今年度の重点課題

事務局より、奨学金と育児支援の情勢分析について報告を行いました。

■ 活動交流

個別院協および全院協が大学自治を維持する上の課題、院生の研究環境の不備、大学そのものの制度的変化について、全参加者より発言がありました。

2014 年度活動スケジュール

08 月 10 日	各院協アンケート回収〆切
08 月 17 日	各院協アンケート集計〆切
08 月 24 日	第 2 回理事校会議
08 月 31 日	Web 版アンケート回収〆切
10 月中旬	第 3 回理事校会議
10 月下旬	アンケート報告書完成・要請行動の呼びかけ
11 月下旬	第 4 回理事校会議・要請行動戦略会議 @ 代々木オリンピックセンター
11 月下旬	中央省庁・政党への要請行動
02 月中旬	日本学生支援機構への要請
03 月上旬	2014 年度 第 70 回全国代表者会議



第 2 回理事校会議のお知らせ

- 日時 : 8 月 24 日 (日) 12:30~16:30 @ 一橋大学
 軽い挨拶などは昼食を食べながら行います。所謂ランチミーティングです！
- 議題 : アンケート調査 (単純集計結果の共有、分析軸の検討)
 要請行動に向けた準備 (昨年度の省庁側の回答を分析。論点の洗い出し)
 加盟校拡大の実施状況の確認
- 情勢報告 : 留学生
 大学改革

会議終了後には交流会の開催を予定しています。こちらも是非ご参加ください！

編集後記

今年度初めての全院協ニュースは、皆様から頂いた原稿とさまざまな形による支え、各院協代表の方との緊密な関係のお陰で、何とか完成させることが出来ました。本当にありがとうございます。

日本の成長戦略の策定や留学生の受入推進といった報道を見る限り、大学院と社会との関係は、望むと望まざるとにかかわらず、ますます密接化していくように思われます。こうなってくると、大学院の構成員一人ひとりが内外で何が起きているのかを理解し、外部から大学院に寄せられる期待を正面から見据え話し合うことがますます重要になるでしょう。そこでは学問の自由・大学自治への価値観の違いも含まれてくるはずです。なぜ学問の自由・大学自治を肯定／否定するのか、そしてその根拠は何かという論議は、昨今の議題の大半が大学のあり方そのものを揺さぶるものである以上、前提として確認すべき事項だと思います。全院協ニュースで示された一つの見方を起点として活用し、思索を発展的に巡らせて頂ければ幸いです。

国策と研究活動の関係という問題に絡んで、日本再興戦略についてある話をお伝えしたいと思います。この中には産学官の連携強化が前提として必要となる施策が多数盛り込まれています。先日、言及されている分野の一つを専門とする、実際に関係省庁の意向も見聞きしており、また産学官連携の現場にも長年携わってこられた方からお話を伺う機会がありました。「対象の研究だが、省が意図する方向で実用化を進めてもビジネスモデルを構築することはできず、資金注入をやめれば立ち行かなくなるであろうことまで、競合品の製造条件を比較することで見当がついている。しかし省は宣伝力がありウケのいい事業をシナリオどおり進めることによって予算を獲得しなければならず、さらに族議員もそれを推進する。そもそも行政は特定の分野に資金を注ぎ込むのではなく、さまざまなアイデアが生み出される環境を作り上げるために予算を使わなければならない」次回の情勢報告にてこのことにも触れたいと思います。(広報 N)